

「特定個人情報保護評価書（変更案）（予防接種に関する事務 全項目評価書）」の意見募集結果について

「特定個人情報保護評価書（変更案）（予防接種に関する事務 全項目評価書）」に関する意見募集手続きは、令和7年1月1日から1月31日までの期間で行いました。その際、2名より計15件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

（1）意見募集期間

令和7年1月1日から1月31日までの間

（2）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和7年1月1日号の「広報えどがわ」に掲載

※健康部保健予防課窓口に閲覧用の印刷物を設置

（3）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

（4）提出先

健康部保健予防課庶務係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見（概要）	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご意見ありがとうございます。

2	まずパブコメの場所が分かりにくい。なぜホームページの下の方にしかリンクが無いのか？トップページの一番上の目立つ場所にリンクを張り、意見の募集期間中はずっとトピックスに表示し続けるべき。本当は区民の意見など集めたくない、区民の声を心から聞こうとしていない区政の姿勢が端的に表れている。「区へのご意見・お問い合わせ」のページも分かりにくい。常設の問合せの下に「意見募集（パブリック・コメント）」へのリンクがあるが、常設のものより期間限定のものを上に持ってくるとか、「パブコメ募集中/パブコメはこちら」等の分かりやすい文言にするとか、そもそもトップページから直接パブコメのページにリンクさせる等の工夫が必要。	区ホームページのレイアウトは、前回のリニューアルにより、現在のデザインになりました。いただいたご意見は、次回リニューアルの参考にさせていただきます。
3	「意見募集（パブリック・コメント）手続の詳細」の内容についてコメントする。 手続きの流れや目的に記載されている内容からは、意見募集と言いながら、実質的には区の一方的な政策の押し付けにしかなくなっている実態がうかがえる。p2の手続の流れでは最終的に「区の考えを公表します」となっているが、パブコメの目的は区の考えを区民に聞かせることではない。先に目的を確認すると、p3で手続の目的を2点挙げている。結論から言うと、ここに書かれているパブコメの目的が2点とも誤った認識であり、続く「意見募集手続を実施することによって」期待されることの区の認識も誤りである。目的の1点目「案を公表することにより、事前にその影響を計ること」とはつまり区が区民の反応を事前に確認し、その影響度合いを計りたいという意味でしかなく、完全に区の都合・区の視点である。2点目「説明責任」という言葉を使っているが、説明する責任を果たすための場がパブコメだとする認識も、つまりは区が区民に説明するためという区の視点である。パブコメ本来の目的とは「案を公	ご意見として承ります。

表し、案に対する区民の意見を幅広く募集することで、区民の意見を区政に反映させること」 「政策形成過程から区民が参加することで、区と区民が一体となり政策を策定すること」のはずである。つまりは区民の意見を区政に反映させる、区民が区政に参加するという区民の視点に立ったものでなければならない。区はこの認識が歪んでいるから、結果として「多様な意見を考慮することによって」という様な上から目線の書き方しかできないのである。正しくは「多様な意見を取り入れることによって」だ。考慮するのではなく、反映させるのである。それこそが区民の政治参加であり「開かれた区政」である。区民の意見を聞くだけ聞いておいて、考慮すると言いながら実態としては全て区が決定し、決定したことを一方的に説明するのでは「開かれた区政」とは正反対だが、残念ながらこれが現時点での区の認識のようである。そしてパブコメの目的の認識が歪んでいるから、当然パブコメの手続の流れも誤ったものとなっている。p2に戻ると、「区の考えを公表します」は最初にあるべきだ。次に、公表した考えをもとにこんな案を作りましたと「案を公表し、ご意見を募集します」があり、必要最小限の選別をしたり取りまとめをした「いただいたご意見を公表します」があるべきだ。区民どうしが他の人の意見を知ること、こんな意見もあるのかと議論を深めることができるので、意見の公表と計画の策定までにはある程度の期間が必要となる。そして区民の反応や反響を確かめながら「いただいたご意見を“取り込んで”決定します」があり、いよいよ「策定した計画等とともに、いただいたご意見“をどのように政策に反映させたかの説明”を公表します」と締めくくられる。これが本来あるべき一連のパブコメの手続きであると考え。経営企画部企画課の誰一人としてこの資料がおかしいと考えず、このような上から目線の歪んだ認識が	
---	--

	堂々と公開されているところは、ある意味で区は正直だなとは思いますが、区に対しては早々に認識を改めたうえでこちらの資料を修正することを求める。	
4	「特定個人情報保護評価書(変更案)(予防接種に関する事務 全項目評価書)」についてコメントする。前述の「手続の詳細」p5 に記された意見募集の方法の2点目に「必要に応じて、関連する資料を用い、できる限りわかりやすく案を公表するよう努めます。」とあるが、本案件にはまったく当てはまっていない。ベンダが作成したような資料をそのまま公表しているだけで説明資料が無い。区民に何を確認してほしいのか？何について意見を聞きたいのか？が不明。最低限、新規要件とその要件が生じた背景の説明、具体的なシステムの変更内容、今回の変更によるメリット・デメリット、そしてデメリット(懸念点)をどのようにクリアするのか(あるいはクリアする必要がないのか)、ぐらいの情報がわかりやすく整理された関連資料を用意し添付すべき。そのうえで、どの部分について確認してご意見をください、と確認対象を明確に記載すべき。断言するが、本資料はシステム開発に携わった人じゃないと読めない。広く意見を募集するための資料として不十分。肝心の変更箇所についても、太字にするなり色を変えるなりマーキングするなり、一目見て判別できるように配慮すべきところ何もしておらず読みにくい。そもそもパブコメ用の資料として別途作成すべき。公的資料なのにページ番号も振られていないので、意見も伝えにくい。詳細は後述するが、資料としての品質が低い。区の担当者は本当に一通り目を通したのか？と疑われるレベル。そもそも資料のフォーマット自体の可読性が低く、そのため担当者が読んでいないあるいは読めていないのではないと思われる。	ご意見として承ります。
5	PMH では、権限のある者であれば個人番号	自治体システムからの連携データに個人番

	にアクセスできるようだが、なぜアクセスする必要があるのか？具体的なアクセス権を明記したうえで、その必要性を記載すべき。	号が含まれ、個人を特定するキーとして設定されている。連携データを作成・管理する自治体職員が、連携されたデータの管理を行うため PMH での個人番号にアクセスできる権限を保有しています。
6	(PMH での個人番号への“アクセス”の具体的内容は不明だが) マイナポータル経由またはマイナカード認証によってシステムの紐付けが行われるため、管理者が手動で個人番号に関するメンテナンスをする必要はなく、仮に情報のメンテナンスが発生するとしても PMH-ID ですればよいと思われる。不要な個人番号へのアクセスは機能として禁止すべき。	自治体においては、自治体の事務システムで保有している特定個人情報を連携しますので、直接手動でメンテナンスする可能性は低いものと思われますが、転出や死亡などにより、データの削除が必要となり現状のデータを確認したい場合、連携データの作成を誤った場合などにおいて対象者の特定のために事前にアクセス権限を設定したユーザーのみがアクセスできるように設定しています。
7	PMH について、プラットフォームが国（デジタル庁）のものであっても、区の論理的な領域を管理するのだから区が直接委託すべき。デジタル庁に実務能力はなく再委託するとしているのに、デジタル庁を間に挟む理由がまったくない。	現状は、全国展開に向けた実証事業及び先行実施事業期間における過渡期的な対応であり、全国展開後の対応については国で検討中と確認しています。
8	国（デジタル庁）は特定個人情報にアクセスすることはない、とあるがやろうと思えばできるということか？機能として禁止しているのであれば、アクセスできない又は何々の機能によりアクセスを禁止していると明記すべき。	PMH におけるアクセス制限により、国（デジタル庁）は特定個人情報にアクセスできないよう制御していると確認しています。 また、実際に PMH を活用した情報連携の運用を開始する際に自治体と国（デジタル）との間で締結する契約書においても、国（デジタル庁）が特定個人情報を取り扱うことはない旨が記載されていると確認しています。
9	PMH の運用保守業務含め特定個人情報の取り扱いを国に委託するなら、結局は国がアクセスできるということでは？	PMH におけるアクセス制限により、国（デジタル庁）は特定個人情報にアクセスできないよう制御していると確認しています。 また、実際に PMH を活用した情報連携の運用を開始する際に自治体と国（デジタル）との間で締結する契約書においても、国（デジタル庁）が特定個人情報を取り扱うことはない旨が記載されていると確認しています。
10	匿名化とは「氏名・かな」のみが対象か？複数の情報で個人が特定できるのであれば、特定	自治体で附番する番号に割り振りを行っており、個人を特定できないようにしています。

	個人情報の提供にあたるのでは？	
11	点検はセルフチェック、は甘いのでは？訪問確認の頻度や抜き打ちチェックの実施を明記すべき。	ご意見として承ります。
12	「国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。」の“契約等”が不明確。“等”の内容を詳細に明記すべき。また契約によりアクセスしないというのは技術的対策に書く内容ではない。技術的に、機能として禁止しているわけではないのか？この記載ではアクセスしようと思えばできると読めるため、セキュリティに問題があると判断せざるを得ない。	「契約等」については、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」及び「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約」において、「デジタル庁はガバメントクラウド個別領域に対して、「監査ログの取得設定など、ガバメントクラウドの維持管理に必要な設定等の処理」及び「地方公共団体の事前承諾を得た作業」を除きアクセスしないことを約する」旨を規定しており、事前に利用者の承諾を得ることなくアクセスすることはないことを約しております。 また、技術的な要件を設けて、ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外が閲覧できないようにするための措置を講じることとしております。
13	「地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」どうやって？（これから決めるのかもしれないが）制御方式の記載がなければ評価できない。	デジタル庁が令和5年度に行った「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供」の募集に当たっては、その調達仕様書において、「環境一式に保管される業務データはユーザーが所有権を持ち、ユーザーが指定した場所に保管され、ユーザーの許可なしに他所に移転・複写したりしないこと。ユーザー所有の暗号鍵で暗号化して保護できること。」を技術要件として設けており、当該ガバメントクラウドに保管されている情報を、当該情報を管理する者以外の者が閲覧することはできないようにするための措置（暗号化等）が講じられることとしています。また、「AICPA SOC2 又は日本公認会計士協会が定める同等の監査フレームワークに対応し、第三者監査人の監査を受け実施されている旨の証

		明の提出ができること。」を要件として設けており、同証明によってクラウドサービス提供者自身の統制維持を確認できることとしています。なお、多要素認証（MFA デバイス）によるユーザーの制御や業務データ（本番環境）へのアクセス者を限定する CEP ライセンスを用いた技術的なアクセス制御も講じております。
14	「不要となった特定個人情報、削除用データの連携又は～」“削除用データの連携”とは？	自治体システムから削除フラグを付したデータを連携することを指します。
15	誤記や表記ゆれがある。	修正いたしました。